

令和4年2月14日

各位

須賀川信用金庫

不祥事件の発生について

この度、当金庫におきまして、誠に遺憾ながら元職員による不祥事件が発生いたしました。社会的・公共的役割を担い、信用を第一とする金融機関にあつて、このような不祥事件を発生させてしまい、被害に遭われたお客さまをはじめ、日頃から当金庫を信頼し、お取引いただいておりますお客さま、地域の皆さまに多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを深く反省し、心からお詫び申し上げます。

記

1 事件の概要

当金庫元渉外係職員（男性、30代）は、担当していた個人のお客さま9先から累計金額で4,362,000円を集金用端末機の不適切な操作や不正に作成した払戻請求書などにより、現金を着服・流用していたことが、令和4年1月12日に判明しました。

2 被害に遭われたお客さまへの対応

被害に遭われたお客さまには、調査結果をご報告し、深くお詫び申し上げるとともに被害金額全額を弁償させていただきました。また、当該被害金額全額については、その後元職員、家族より弁済を受けました。

3 関係機関への届出等

事件発覚後、監督官庁へ法令に基づき届出をしております。

4 人事処分

元職員は、懲戒解雇処分としました。また、本件を重く受け止め、監督すべき立場にある役職員につきましても、厳正な処分を行いました。

5 今後の対応について

当金庫は、コンプライアンスを経営の最重要課題のひとつと位置づけ、内部管理態勢の充実・強化に努め、全役職員一丸となってみなさまの信頼回復に向け取り組んでまいります。

以上

本件に関するお問い合わせ先

総合企画部 経営企画課 TEL: 0248-75-3176